

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株木建設株式会社	水戸市吉沢町311番地の1	
株式会社オカベ	日立市多賀町2丁目10番7号	
株式会社秋山工務店	日立市大沼町1丁目7番1号	

2. 指名停止措置期間 令和8年4月21日 ~ 令和8年5月20日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

株木・オカベ・秋山特定建設工事共同企業体は、高萩工事事務所発注の07県単道改第07-03-973-Z-001号道路改良工事((仮称)大久保町第1トンネル)の工事現場において、令和8年1月26日、積載形トラッククレーンの荷台からの荷下ろし作業中、トラッククレーンがバランスを崩し横転し、荷台にいた1次下請け作業員1名が重傷を負った。

### 5. 指名停止の理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」別表第1 第8号ウに該当するため。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内
ア 工事等関係者に複数の死亡者を生じさせたとき	1箇月以上2箇月以内
イ 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき	1箇月
<b>ウ 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき</b>	<b>2週間以上1箇月以内</b>
エ 工事等関係者に負傷者(軽傷)を生じさせたとき	2週間

問い合わせ先

笠間市総務部財政課契約検査室

笠間市中央三丁目2番1号

電話 0296-77-1101(内線219・220)